

阿見町温水プール基本計画



令和7年5月

阿見町

目次

第1章 基本方針	1
第2章 前提条件の整理	2
第3章 敷地計画	5
第4章 建物の設計における基本的な考え方	9
第5章 建物の諸室面積	16
第6章 各種基準への対応	26
第7章 事業運営計画	29
第8章 工程表	33
第9章 課題	35
参考	37

第1章 基本方針

第1節 当施設の目的

学校プールの集約を図るとともに町民の健康増進に寄与し、町民の多様なニーズに対応するため、温水プールを整備する。

<主目的>

- ① 小中学校の効果的・効率的な水泳授業の実現
- ② 町民がスポーツに親しめる環境づくり
- ③ 水泳教室などによる子育て世代へのニーズの対応
- ④ 温水プール、トレーニング室、温浴施設の提供による町民の健康増進

第2節 基本方針

<p>I 子ども達の学習拠点の整備</p>	<p>町内の学校水泳授業の受け入れを行う施設とします。また、学校授業での施設利用をきっかけとして、日常的に水泳等のスポーツ・運動に親しめる環境づくりを目指します。</p> <p><具体方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の効果的・効果的な水泳授業の実現 ・気軽にスポーツに親しめる環境づくり
<p>II 多様な世代が集うスポーツ振興・健康増進拠点の整備</p>	<p>幅広い世代が、スポーツに親しめる拠点として、様々な角度から運動・健康づくりに利用できる環境を整備します。</p> <p><具体方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもから大人、高齢者まで幅広い世代が気軽に運動に親しめる機能導入 ・温浴施設に関する町民ニーズへの対応 ・水泳教室の開催による子育て世代のニーズへの対応、教育環境の充実 ・温水プールやトレーニング室を利用した高齢者の健康増進 ・ユニバーサルデザインの導入等、多様な利用者に配慮

第3節 計画策定の目的

当基本計画は、阿見町温水プール基本構想（以下、「基本構想」と言う。）を踏まえ、温水プール整備事業を円滑、かつ、効果的・効率的に推進することを目的として策定するとともに、基本設計業務の指針とする。

第4節 目標開館時期

令和11年度当初までの開館を目標とする。（工程表は第8章 で示す）

第2章 前提条件の整理

第1節 位置

(1) 候補地の概要

基本構想において阿見中学校敷地内を候補地に選定した。

(2) 周辺人口

周辺の人口は次の表の通りである。

自動車 15 分圏内	142,850 人
自動車 10 分圏内	61,610 人
自動車 5 分圏内	21,598 人
半径 5km 以内	90,981 人
半径 1km 以内	8,778 人
半径 0.5km 以内	2,366 人



※jSTAT MAP により算出。2020 年国勢調査 5 次メッシュ (250mメッシュ) 人口及び世帯を使用。円の中心は阿見中学校体育館前横断歩道付近に設定 (基本構想では既存プール付近に設定したため誤差が生じる)。自動車は時速 30km として計算。

(3) 公立小中学校からのアクセス

	小学校							中学校		
	阿見	本郷	君原	舟島	阿見第一	阿見第二	あさひ	阿見	朝日	竹来
距離	0.2 km	6.1 km	7.2 km	6.0 km	1.5 km	1.1 km	4.8 km	—	4.7 km	3.3 km
時間	1 分	11 分	12 分	11 分	4 分	3 分	9 分	—	9 分	8 分

※距離と時間は Google Map にて計測。時間は自動車での移動時間。

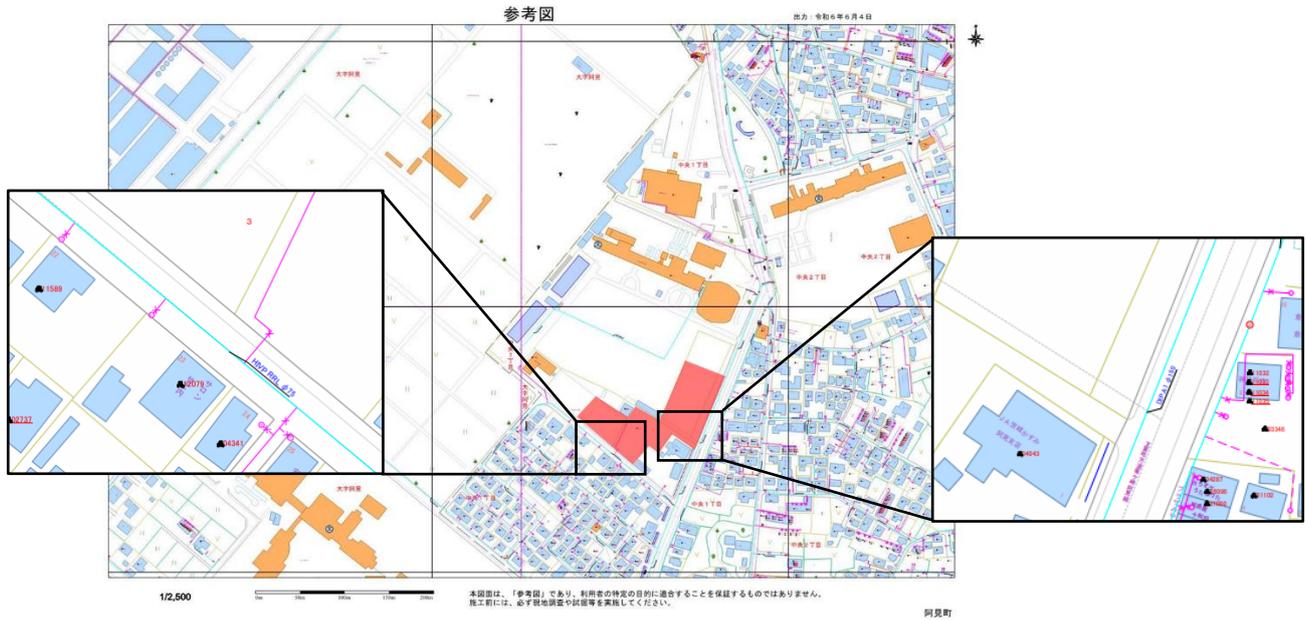
第2節 敷地条件

(1) 敷地概要

項目	内容	
所在地	茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目2番	
敷地面積	約 8,000 m ²	
敷地状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平坦な地形である ・ 敷地南面において幅員約 8m の町道と接道している ・ 町民プールを兼ねた 50m プール 2 槽及び幼児用プールがある ・ 隣接地には学校区児童館（解体予定）、学校区児童公園、学校区保育所跡地（解体済）があり、これらを中心にプール用地を検討することになる 	
法的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種住居地域 高さ制限 道路斜線 : 1.25/1m 隣地斜線 : 20m+1.25/1m 日影規制 : 5時間/5m、3時間/10m（測定高さ 4m） 指定建ぺい率 : 60% 指定容積率 : 200% 	
土地所有	町有地（境界未確定）	
災害リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域には該当しない ・ 指定緊急避難場所（阿見中学校）に隣接する 	
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地南部に住宅地が近接している 	
アクセス環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿見町役場、カスミフードスクエア荒川本郷店、あみプレミアム・アウトレットから車両で 20 分以内にアクセスできる ・ 各小中学校から車両で 20 分以内にアクセスできる ・ 阿見町役場前（バス停）から徒歩 6 分 	
インフラ状況	上水道	DIPφ150, HIVP RRLφ75
	下水道	VUφ200
	電気	中部線に電線・電柱あり
	ガス	都市ガスあり

(2) 上水道

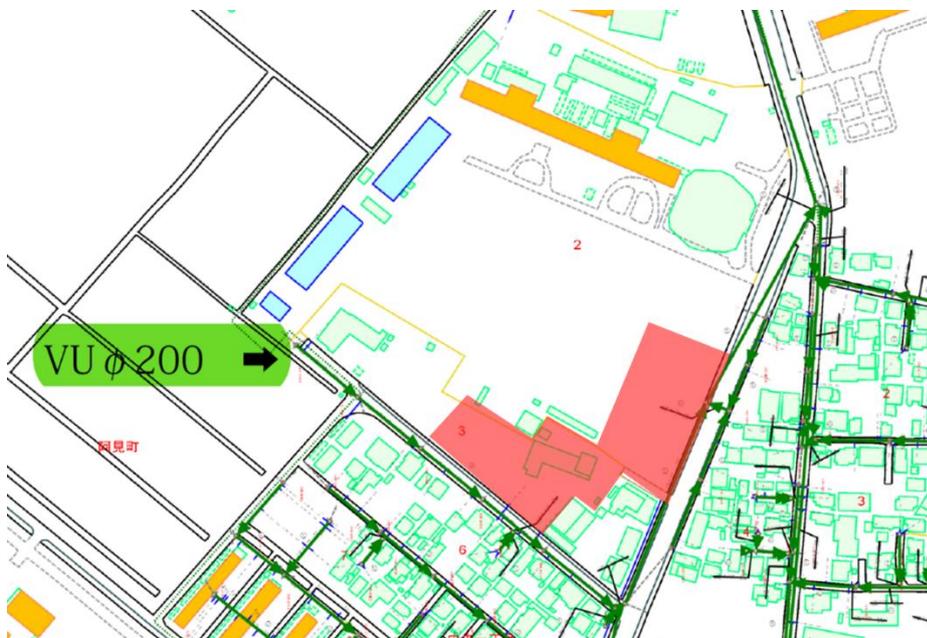
敷地東側及び南側に上水道が整備されている。



(3) 下水道

敷地東側に下水道が整備されている。

なお、プールの水の排水（年1回の入れ替え）については、施設内でろ過装置により、汚濁物質を除去しているため、雨水と同様の扱いとなる。



第3章 敷地計画

第1節 敷地内の配置

既存プールの場所は細長く、奥まった場所となるため、代案を検討する。

(1) 配置場所の候補

A 既存プールのエリア



【メリット】

- ・学校や周辺への影響が少ない

【デメリット】

- ・奥まった位置にあり、道路から見えづらくアクセス性が劣る
- ・狭い幅に収めるため、間取りに制約が発生する
- ・工事にあたって既存のプールを解体する必要がある

B テニスコートのエリア



【メリット】

- ・旧県道から目立ち、場所が分かりやすい
- ・既存のプールを解体せずに整備可能
- ・建物の幅を確保でき設計の自由度が高まる

【デメリット】

- ・部室を移転する必要が生じるなど、学校への影響が一部発生する
- ・通学路の安全性の確保から駐車場の入口を学校の門から離す必要がある

(2) 比較評価

一般利用を見据えた場合に集客の視点が重要になることから、分かりやすい立地が望まれる。また、満足度の高い施設を設計するためには、敷地形状による制約を最小化することが必要である。

以上のことから総合的に判断し、「B テニスコート」のエリアを計画地とする。

第2節 敷地計画における注意点

(1) 歩行者の安全性

敷地前の県道については、阿見中学校及び阿見小学校の生徒・児童のほか近隣住民の通行が多く、自動車の交通量も多い区間となっている。また、向かい側にはコンビニエンスストアがある。

そのため、正門付近やコンビニエンスストア向かい側付近において県道から直接駐車場に入る設計とした場合、自動車と歩行者との衝突の危険性が高まる恐れがある。

(2) 沿道の樹木

沿道の樹木は町民から親しまれている一方で、サクラ類を中心に樹勢が弱っている樹木もみられ、マツ類においては枝が車道まで張り出しており、落枝による危険性が懸念される。

これらの状況を踏まえ、建物の設計と合わせて樹木の存続及び伐採について検討するものとする。

(3) 学校への影響の最小化

当施設の整備に伴うグラウンドの面積減少については最小限に抑えることが望ましい。

グラウンド南東側に位置する部室については、保育所跡地側からの進入動線上に位置することや、老朽化が進んでいることから、別の位置に建て替えることが望ましい。

(4) 除染土壌の対応

阿見中学校敷地内においては、平成23年の福島第一原発事故に関連して除染作業を行っており、その際に発生した除染土壌が現テニスコート南側に保管されている(およその位置は下図の通り)。工事への影響を抑えることを基本に、環境省の示すガイドラインに則った適切な対応が求められる。



(5) 防災の視点

隣接する公園や阿見中学校の既存プールの解体後の跡地利用を含め、将来は防災公園としての位置づけを想定する。災害時にはプールの水の生活用水への活用、温浴施設の開放など町全体の防災機能の向上に寄与する。

第3節 駐車台数

(1) 想定来場者数からの算出

① 1日あたり想定来場者数

- ・半径5kmの住民が約9万人であり、1日の最大利用者数を一般的なレジャー施設の利用率を0.5%とし、450人と仮定
- ・自動車利用率95%と仮定し、 $450 \text{人} \times 95\% = 427.5 \text{人}$ が車で来場
- ・1台あたりの乗車人数を1.5人/台程度とすると1日あたり $427.5 \text{人} \div 1.5 \text{人/台} = 285 \text{台}$

② 駐車回転率(1台あたりの滞在時間)

- ・複合施設のため、1台あたりの平均滞在時間を2時間と仮定(実際にはプールのみ、または温浴施設のみなど1時間程度で出る人が多いと考えられるが、余裕を持って算出)
- ・営業時間を12時間とすると、6回転/日となる

③ 必要台数

- ・平均的な利用台数 $1 \text{日} 285 \text{台} \div 6 \text{回転} = 47.5 \text{台}$
- ・上振れの考慮 ピーク時の上振れ及び水泳教室などの団体利用により+20~30台を考慮

➡合計 平均47.5台+上振れ20~30台 ≒ 70~80台程度

※職員用駐車場は近隣において別に確保する。また、繁忙期(夏季の土日など)は職員用駐車場を一般向けに開放するなど満車の対応を検討する。

※他の公共の温水プールの事例からも70~80台程度の駐車台数は概ね妥当と考えられる。

第4節 敷地配置計画

第3章第1節～第3節を踏まえ、敷地内における配置を次に示す。



※ 図の赤枠（建物及び駐車場部分）が基本設計業務の範囲

第4章 建物の設計における基本的な考え方

第1節 動線計画

(1) 学校授業時における温浴施設の一般利用の是非

学校授業でプールを使用している時間帯については、児童・生徒の安定性・プライバシー確保の観点から、プールの一般利用は不可とする。また、学校授業における安全性を確保するためには、施設全体を閉鎖（貸し切り）する方法が確実である。

一方で、一般利用者の健康増進に資する習慣的な施設利用ニーズに対応するためには、学校授業でプールを使用している時間帯も安全性を確保した上でプール以外の温浴施設等の利用を開放することが望ましい。

設計段階においては、授業中のプール以外の一般開放にも対応できる設計とする。

ただし、運用段階においては、授業中を全館貸し切りとすることによって児童・生徒の安全性をより高める方法もあり、教育現場と運営事業者との考え方を擦り合わせた上で判断するものとする。

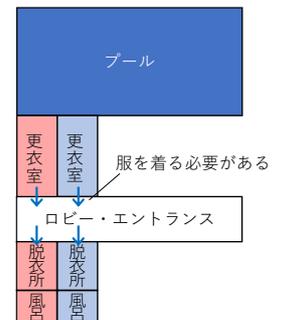
(2) 一般利用時の「プール→温浴施設」の導線

学校授業時も温浴施設等を一般開放する場合、「学校授業と一般利用との動線の分離」と「プールから温浴施設への連続的な動線」の両立が課題となる。動線のパターンは次の2通りが挙げられる。なお、学校利用専用の更衣室を整備する事例（CCNC プールたけとよ（愛知県武豊町）、アクアマリンプラザ（愛知県知多市））もあるが、施設面積の増大に繋がり、財政負担も大きくなるため、本施設では採用しない方針とする。

A 更衣室と脱衣所を分離

→一度服を着ることに対して不満の声が挙がる懸念があるが、一般利用の動線と学校授業の動線を完全に分離できるメリット、設計の自由度が高まるメリットがある。

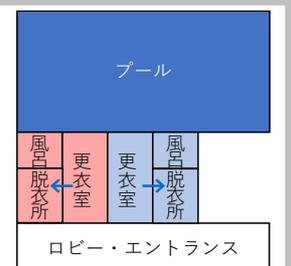
※事例：はさきマリンプール（神栖市）、つくばウェルネスパーク（つくば市）、印西温水センター（千葉県印西市）など



B 更衣室と脱衣所が隣接

→Word 化一般利用の動線がスムーズとなり快適な施設となる一方で、学校授業時に動線を分ける工夫が必要となる。

※事例：下入野健康増進センター（水戸市）、かみす防災アリーナ（神栖市）、高座施設組合温水プール（神奈川県座間市）など



施設の利便性・快適性を確保するため、上記 B の考え方を基本に更衣室と脱衣所を隣接させ、学校授業時に温浴施設利用者との動線が混在しない設計を実現させるよう検討する。

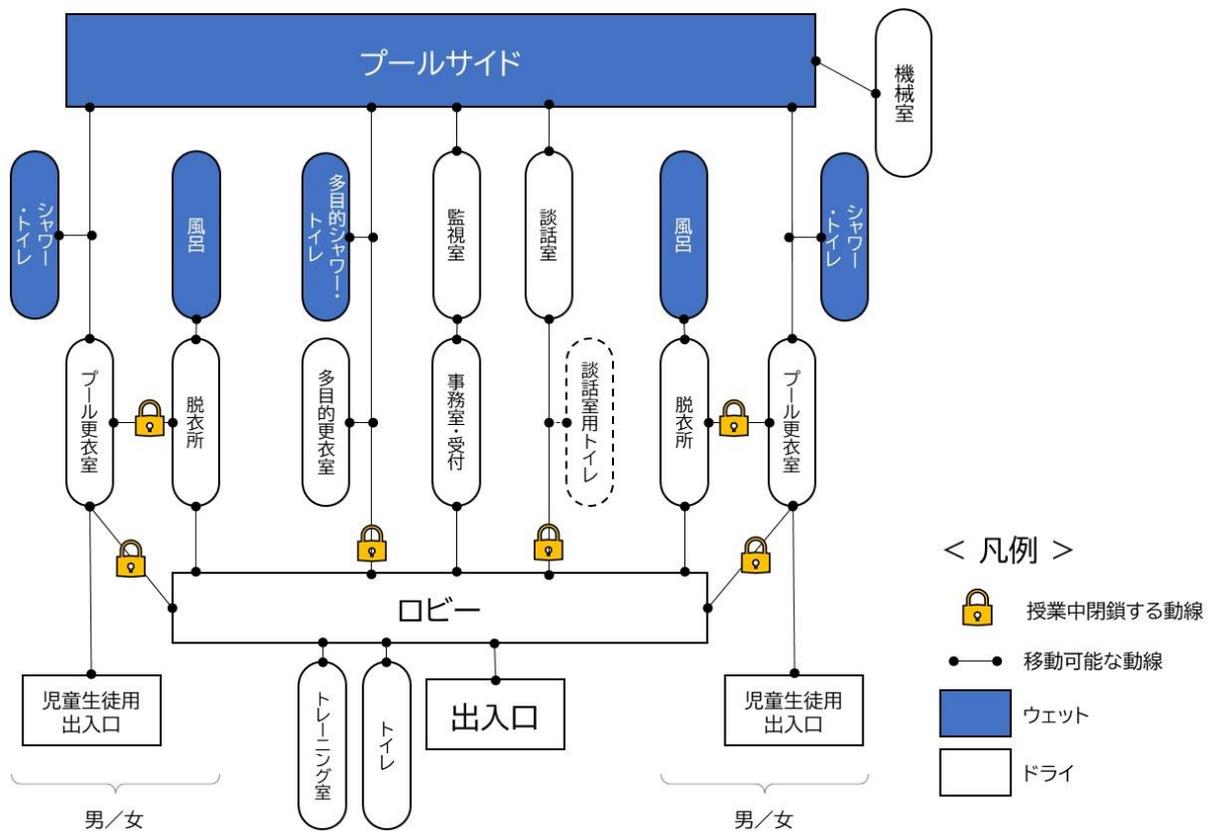
(3) 学校授業時の動線

安全性の観点から、学校授業時に児童・生徒のいるエリア（更衣室、プールサイド、談話室）と、エントランス等を含めた温浴施設利用者のいるエリアの間は往来ができぬよう、閉鎖できる形が望ましい。授業前後の児童・生徒の更衣室の出入において一般利用者との動線と可能な限り交錯しないよう、児童・生徒専用の施設出入口を設ける等の工夫を施す。

また、談話室は学校授業時に見学室として利用するため、プールサイドに面した位置に配置し、プールサイドとの間で開閉できる形とする。

(4) 動線モデル

① ～③の条件を整理した図を示す。



<プール更衣室・温浴施設脱衣所間の動線のアイデア>

※プール料金のみ、温浴施設料金のみ、共通券など利用者が混在する中で、共通券を購入した人だけがプール更衣室と脱衣所の間を行き来できるように、利用者の手間にならない範囲で対策が必要となる。

(料金体系は未定)



第2節 コストと建物の構造の考え方

当施設は大きく分けて次のように分類することができる。それぞれにおいて必要な天井高、求められる構造上の性能が異なる。プール室のような大空間では躯体重量の軽い鉄骨造の採用が望ましいが、施設全体を一体的な構造とするか、あるいはエリアによって構造を分けるかについては、設計の中で建築コスト、耐久性、環境性能などのバランスから総合的に判断する。

- ① プール室
- ② プール室以外（更衣室、温浴施設、ロビー、トレーニング室等）
- ③ 機械室・倉庫

第3節 工期短縮の視点

当施設は学校プールの集約化及び一般利用を主目的としたものであり、早期の供用開始が望まれる。令和11年度当初の開館を目指すものとしているが、設計と合わせてより早い開館についても検討する。また、工期を遅らせない視点も重要となる。

第4節 集客および満足度の視点

(1) 直観的で分かりやすい施設づくり

近年では、施設を利用する前に地図アプリなどで口コミを確認することが容易となっている。低評価を避けるためには、特に初めて利用する人や小さな子どもを連れた人など不安を抱いて利用する人を念頭に、丁寧に不安を取り除く施設づくりが必要である。先述の動線計画も含め、きめ細やかに不安を取り除く設計に努めるものとする。

(注意する点の例)

- ・靴を脱ぐ場所や靴箱の位置が直観的に分かること
- ・エントランスから券売機・受付、受付から更衣室への動線が直観的に分かること
- ・更衣室やトイレなどの男/女/バリアフリーの別が直観的に分かること
- ・更衣室からプールサイドへの動線が直観的に分かること
- ・プールサイドにおいて飲み物やタオルを置く場所などが直観的に分かること
- ・プール室内の音の反響が小さく場内アナウンスが聞き取りやすいこと
- ・更衣室、脱衣所、浴室など、近視の人が眼鏡を外して利用する場所において、どこに何があるか文字を読まなくても分かりやすいこと など

(2) 集客とリピーター確保につながる施設づくり

学校授業以外の一般利用時において、新規顧客の集客やリピーター確保を意識した設計に努める。

(想定するターゲットの例)

- ・高齢者の毎日の利用（水中ウォーキング、温浴施設など）
- ・指定管理者による自主事業としての子どもの水泳教室
- ・現役世代の仕事帰りや大学生の放課後の利用

第5節 その他の事項

(1) 防災の視点

台風や地震における当施設の役割を想定する。町の地域防災計画に位置付けることを念頭に、以下の耐震安全性の目標に応じた、構造水準の採用が求められる。

(想定される災害時の役割の例)

- ・ 避難所または避難場所としての開放
- ・ 断水した地域の住民に対する温浴施設の一般開放 など

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説)

対象施設		耐震安全性の分類		
		構造体	建築非 構造部材	建築 設備
(1)	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第3号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設(災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下(2)から(11)において同じ。)	Ⅰ類	A類	甲類
(2)	災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関(以下「指定地方行政機関」という。)であって、2以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設			
(3)	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域内にある(2)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設			
(4)	(2)及び(3)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方气象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(5)	病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(6)	病院であって、(5)に掲げるもの以外の官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(7)	学校、研修施設等であって、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	Ⅱ類	A類	乙類
(8)	学校、研修施設等であって、(7)に掲げるもの以外の官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	Ⅱ類	B類	乙類
(9)	社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設			
(10)	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(11)	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(12)	(1)から(11)に掲げる官庁施設以外のもの	Ⅲ類	B類	乙類

(出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説)

(2) 熱源

熱源には、主にボイラー方式とヒートポンプ方式の2通りが考えられ、ボイラーの場合は都市ガス、LPガス、重油、軽油の選択肢、ヒートポンプの場合は空気熱源、水熱源などの選択肢がある。

それぞれのメリット・デメリットは一般的には以下の通りであるが、必要な面積、設置費用、維持管理費、環境性能などを総合的に考慮し、適切な方式を判断する。

	ボイラー	ヒートポンプ（電気）
設置費用	○ 比較的安価	△ 比較的高価
維持管理費	△ LPガスは比較的高価 ○ 都市ガス・重油は比較的安価	○ 比較的安価
CO2 排出量	○ 都市ガス・LPガスの場合は比較的少ない △ 重油の場合は比較的多い	○ 比較的少ない
設置場所	△ 屋内設置が一般的 △ 重油の場合は地下にタンクが必要	○ 屋外設置が一般的（延床面積の削減に寄与）
その他	○ 短時間で大量のお湯を沸かすことができる	△ 加熱に時間がかかるため、急遽プール水等の入れ替えが必要となった場合の復旧に時間を要する

(3) 外観

華やかなデザインや過剰なコストを要する外観デザインは必要とせず、周辺の景観を損なわないシンプルな外観とする。

第5章 建物の諸室面積

基本構想において、当施設の導入機能としてプール、温浴施設、トレーニング室、談話室、その他必要な施設を設けるとしている。学校授業での利用及び一般利用を目的とした上で必要十分な機能及び面積を備えるものとする。

第1節 最大同時利用人数の検討

諸室の面積を見込む上で、最大の同時利用人数を想定しておく必要があるため、プール、温浴施設のそれぞれについて、次の通り、最大同時利用人数を設定する。

(1) プール（プール、プールサイド、更衣室）

① 一般利用時

類似施設である神栖市はさきマリプールでは、初年度10か月のプール利用者が21,426人となっている。休館日である月曜・年末年始を除くと開館日数が約250日、午前9時～午後9時の開館、学校授業で使用する時間が約30日×8時間であり、年間の一般開放時間は約2,760時間である。1人当たりの滞在時間を1時間とすると、平均同時利用人数は7.8人となる。

当施設では、繁忙期や時間帯による偏りを勘案し、水泳教室を除く一般利用の最大利用人数を20人と想定し、そこに30人程度の水泳教室が重なった場合を考慮する。

以上より、一般利用時の最大同時利用人数を50人とする。

② 学校授業時

学校授業においては、1学年合同授業を基本とし、単学級となっている学校は2学年合同、1学年の人数の多い朝日中学校では1学年を2つに分けての実施が想定される。

令和6年度現在、民間プールを利用した学校授業において1回あたりの授業での最大人数は140人となっている（あさひ小学校2年生）。朝日中学校では1年生194人6学級、2年生153人4学級、3年生186人5学級をそれぞれ2つのグループに分けて水泳の授業を実施している。類似施設では概ね100人程度が想定されている。また、面積に余裕を持ったとしても授業時の指導体制から150人程度が限度となる。

以上より、学校授業の最大同時利用人数を150人とする。

(2) 温浴施設（浴槽、洗い場、脱衣所）

当施設では、近隣の類似施設「国民宿舎水郷霞浦の湯」と同程度の利用を見込むものとする。

国民宿舎水郷霞浦の湯では、コロナ禍前の平成 28 年度時点で年間利用者数が 41,509 人であった（土浦市観光・交流施設個別施設計画より）。休館日である月曜・年末年始を除くと開館日数が約 300 日、開館時間が 1 日 6 時間（午後 2 時～8 時）であることから、1 人当たりの滞在時間を概ね 30 分間（待合は除く）とすると、平均的に 11.5 人（男女各 5.8 人）が滞在している計算となる。

最大浴場利用人員を平均人員の概ね 2 倍^{※1}とし、最大で男女それぞれ同時に 10 人程度が入れる浴室（浴槽+洗い場）を設けるものとする。

※1 「公衆浴場における衛生等管理要領」平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号では最大浴場利用人員を概ね平均人員の 2 倍としている

(3) トレーニング室

トレーニング室は、町民の健康増進を目的にトレーニングジムのような使い方、あるいはダンススタジオのような使い方が想定される。施設全体としてはプール及び温浴施設を優先しつつ、事例を参考に 60～100 m²程度を確保する。トレーニング室とスタジオを別々に設けることについては、施設全体の面積の範囲内で検討する。

なお、この面積において同時利用人数は 20～30 人程度と想定される。

(4) ロビー・ホール

① 一般利用時

先述から、一般利用時のプール利用者は最大 50 人、温浴施設の利用者は男女各毎時 20 人程度（男女合計 40 人程度）、トレーニング室は 30 人となっており、合算した同時利用人数は 120 人となる。

ただし、利用用途によって滞在時間は異なり、プールでは概ね 1 時間、温浴施設では概ね 50 分、トレーニング室では概ね 30 分滞在し（いずれも更衣等に係る時間を含める）、その前後で 10 分程度ロビーに滞在すると想定し算定を行う。

- ・ プール利用者のロビーの最大滞在人数：50 人×(10 分/70 分)=7.1 人
- ・ 温浴施設利用者のロビーの最大滞在人数：40 人×(10 分/60 分)=6.7 人
- ・ トレーニング室利用者のロビーの最大滞在人数：30 人×(10 分/40 分)=7.5 人

以上から、合計 21.3 人となる。また、水泳教室開催時における保護者の待機スペースは談話室を想定しているが、ロビーに分散することも考えられることため、余裕を持って 30 人程度が滞留できる面積を設ける。このスペースに券売機、自動販売機、水着や帽子などの物販スペース、授乳室を設置する。

② 学校授業時

学校授業の前後においては最大 150 人の点呼が必要となるが、150 人を収容できるロビーを確保するためには相当な面積が必要となるため、児童・生徒をロビーに滞在させる時間を最小化し、屋外に屋根のあるスペースを広く取っておくなどの工夫により対応するものとする。

第2節 プールの仕様

(1) 日本水泳連盟公認の是非

① 県内の状況

茨城県内で公益財団法人日本水泳連盟からの公認を受けているプールは以下の 8 か所であり、うち 4 か所が笠松運動公園内の施設であることを踏まえると実質的には 5 施設となっている。

近隣では公認を受けているのは土浦第二高等学校の水球のみとなっており、50m プール及び観客席を有する洞峰公園においても公認を受けていない。

名称	種別	レーン/内・外	有効期限
古河あかやまスイミングスクール	25m	7レーン / 屋内	2028/08/31
一般社団法人日本皆泳協会ささはら水泳塾	25m	7レーン / 屋内	2028/08/31
茨城県笠松運動公園屋内水泳プール（サ ^ラ 25m 併用）	50m	8レーン / 屋内	2027/03/31
茨城県笠松運動公園水泳プール国際 A 級	50m	8レーン / 屋内	2027/03/31
茨城県笠松運動公園屋内プール	飛込	屋内	2027/03/31
茨城県笠松運動公園屋内水泳プール（併用）	25m	8レーン / 屋内	2027/03/31
小吹運動公園屋内プール	25m	6レーン / 屋内	2026/06/30
茨城県立土浦第二高等学校プール	水球	屋外	2028/09/30
取手市グリーンスポーツセンター総合体育館 室内プール	50m	8レーン / 屋内	2025/04/30

② 公認のメリット・デメリット

日本水泳連盟の公認を受けた場合、県大会レベルや全国大会レベルの競技会を開催できることがメリットとなるが、観客席や計時機器などを備えることが求められ、学校授業と一般利用を主眼に当施設の方針と照らし合わせるとオーバースペックとなる。

③ 公認の是非

①②より、公認を受けることは想定しない。

ただし、プール槽についてはプール公認規則の国内基準プール（25m 一般プール）に準じ、一般的な 25m プールに求められるスペックを備えたものとする。

(2) プールのレーン数及びプールの水深

① 事例

町が学校授業で利用している民間プールにおいては、ゴールドジム土浦茨城（ジョイフルアスレティッククラブ）ではジュニア用が8レーン、霞ヶ浦スイミングクラブでは6レーンとなっている。

また、類似施設におけるレーン数は次の通りとなっている。

施設	レーン数	水深	幼児用プール
はさきマリプール	7レーン	メイン 5レーン：1.0m 低床 2レーン：0.7m	有り 水深 0.4m
鹿嶋いきいきゆめプール	7レーン	メイン 4レーン：1.15～1.35m 低床 3レーン：0.75m	無し
みどりのプール	13レーン	メイン 6レーン：1.1m 低床 7レーン：可動床	有り 水深 0.5m
ひたち野うしく小学校	6レーン	メイン 6レーン：0.95m	有り

② 最大同時利用人数からの検討

先述の通り最大同時利用人数は学校授業時を150人、一般利用時を50人としている。

学校授業時については、現在利用している民間プールと同等の6レーン以上が確保されていれば実施可能と考えられるが、児童・生徒数の増加を見据え、余裕を持った設計が望まれる。一般利用時については臨機応変な対応が可能と考えられるが、運営事業者による自主事業（水泳教室）と一般利用との共存を想定すると、事例と同程度のレーン数は必要と考えられる。

以上より、7レーン+入水スロープを確保する。

(典型的な温水プールにおける一般利用時のレーンの割り振りの例)

水泳教室	2レーン（低床レーン）
長泳（25m以上泳げる人の利用）	2レーン
ウォーキングまたは水泳練習用	1レーン
遊泳（親子での利用や泳ぎの練習など）	2レーン+入水スロープ
合計	7レーン

③ 水深

7レーンについて、通常の深さのレーン（メインレーン）と、浅いレーン（低床レーン）に分けて使用する。なお、維持管理コストの観点から可動床は検討から除外する。

i メインレーンの水深

プール公認規則により、水深は1.0m以上が必要となり、1.35m以上が推奨されている。

参考事例として、はさきマリプールではメインレーンを水深1.0mとしている。1.0mの場合、学校授業でも利用が可能であり、また、ウォーキングを主として利用する一般利用者から良好な評価を得ている。プール公認規則の基準も1.0m以上である。

以上より、メインレーンの水深は1.0mとする。なお、床底は可能な限りフラットな形状が望ましい。

ii 低床レーンの水深

低床レーンの水深は、小学校1年生で低身長の子供でも水面から十分に顔を出せる水深としておく必要がある。子どもが水面から安心して顔を出せる水深を身長-30cmと仮定し、年齢別の身長を元に妥当な水深を算出する。

国民健康・栄養調査（2019年・基準日11月1日）によると、1～15歳の平均身長及び標準偏差、そこから算出される標準偏差-2 σ 及び-3 σ *の身長は次の通りのとなる。

※ -2 σ はデータが正規分布すると仮定したときに、標準偏差2個下のデータを示し、下位約4.5%（偏差値30）に相当する。-3 σ は標準偏差3個下のデータを示し、下位約0.3%（偏差値20）に相当する。

<年齢別・性別の平均身長と標準偏差（単位：cm）>

	平均	標準偏差	-1 σ (68.3%)	-2 σ (95.5%)	-3 σ (99.7%)	
1歳 男	79.6	4.7	74.9	70.2	65.5	
1歳 女	76.6	4.2	72.4	68.2	64.0	
2歳 男	89.0	4.2	84.8	80.6	76.4	} おむつが取れる時期
2歳 女	88.2	3.5	84.7	81.2	77.7	
3歳 男	95.6	4.1	91.5	87.4	83.3	
3歳 女	95.7	3.9	91.8	87.9	84.0	
4歳 男	103.7	4.8	98.9	94.1	89.3	
4歳 女	102.9	5.3	97.6	92.3	87.0	
5歳 男	110.5	5.3	105.2	99.9	94.6	↓水深0.7mで68.3%以上が水面から顔を出せる
5歳 女	107.5	4.8	102.7	97.9	93.1	
6歳 男	114.9	4.3	110.6	106.3	102.0	↓水深0.7mで99.7%以上が水面から顔を出せる
6歳 女	114.7	4.8	109.9	105.1	100.3	
7歳 男	122.7	4.3	118.4	114.1	109.8	
7歳 女	121.1	5.0	116.1	111.1	106.1	

身長が正規分布する仮定において、水深0.7mに設定すれば6歳児の99.7%以上の児童が水面から顔を出せる計算となる。水深を浅くすれば対象年齢を下げるができるが、泳ぐ練習のためには一定の深さも必要となる。他市町村の事例をみても低床レーンは概ね0.7m以上の設定がされており、保護者同伴により実際には未就学児（4～6歳）も利用可能とのことである。

以上より、低床レーンの水深は0.7mとし、必要に応じてプールフロアを利用する。

iii メインレーンと低床レーンの内訳

学校授業時の小学校低学年の利用、一般利用時のうち小学校低学年の水泳教室による利用を想定し、2レーン程度は低床レーンとしておく必要がある。なお、小学校高学年や中学生の授業では、低床レーンを使わずメインレーンのみで授業を行うこととなる。

一般利用時においては、ウォーキング、完泳、遊泳についてはメインレーンを利用し、小学校低学年の遊泳は低床レーンを利用することになり、メインレーンの利用割合が多くなる。

低床レーンを2レーン程度確保するものとし、以下に示す水深の調整方法が想定されるが、設計段階において費用対効果や運営面の視点を取り入れて検討するものとする。

水深の調整方法	イメージ図	内容
①可動床による水深調整		・プール内に設置された床が電動で上下する。
②給排水による水深調整 (排水型)		・水道水の給水及びプール水の排水により、水深を調整する。
③段差を設ける		・1つのプールにコンクリート等の段差を設け、2種類の水深域を設ける。
④プールフロア(水深調整台)による水深調整		・プール底部にプールフロア(水深調整台)を設置し、水深を浅くする。

第3節 その他の機能

(1) 幼児用プールの必要性の検討

幼児用プールを設置するメリットとして、指定管理者が自主事業の中で幼児対象の水慣れ教室などを開催しやすくなることや、未就学児の児童が親子で利用しやすくなるなど、利用の幅が広がることが挙げられる。

一方で、公営の温水プールでは衛生上や管理上の都合から、おむつの取れていない子どもの利用を禁止するのが一般的である。おむつが取れる年齢には個人差があるものの、一般的には2~3歳前後である。先述の通り、低床レーンについては、6歳児の低身長（標準偏差 -3σ ）の児童でも利用できるよう0.7mとした。未就学児の利用は大人が付く必要があるため、実際には4歳から5歳の児童でも低床レーンを利用できるケースが多いと考えられる。

幼児用プールを設置するデメリットとしては、面積の確保と稼働率が挙げられる。幼児用プールの面積に加え幼児用プールに必要なプールサイドの幅も想定する必要があるため、プール室全体としてより大きな面積が必要になる。稼働率の点では、未就学児の利用には保護者が付くことが前提となるため、特に平日の日中は幼児用プールの稼働率が極端に低くなると考えられる。

以上より、幼児用プールは設置しないことを基本とし、必要に応じてプールフロア等を活用して幼児の利用に対応するものとする。

(2) 採暖室及びジャグジー

当施設は学校授業のほかに一般利用を想定しており、休憩時間に体温を回復させるための設備が必要と考えられる。採暖室は水泳によって下がった体温を回復させる効果、ジャグジーはより早く体温を回復させる効果に加え、筋肉を弛緩する効果があると言われている。

一方で、ジャグジーを備えていない温水プールも存在し、例として「みどりのプール」ではジャグジーが無く、採暖室が広めに確保されており、利用者からの評判も概ね良好とのことである。

当施設においては、採暖室を設置し、ジャグジーの設置についてはコストや面積を踏まえて検討する。

(3) 談話室

談話室は、一般利用時に地域の住民が集う談話室として利用するとともに、保護者や同伴者の観覧や待合いのスペース、学校授業時の見学室としても利用できる形状とする。

学校授業時における見学室として、児童・生徒の1割に相当する15人程度を最大同時利用人数として想定する。

(4) 事務室・監視室・救護室

事務室には、受付、5～6人程度の事務スペース、書庫、事務用の備品や消耗品を格納できるスペースなどを設ける。給湯室、職員用休憩室、職員用更衣室を設けることが望ましい。

監視室は救護室を兼ねる形とし、監視室からプールサイドへ容易に行き来ができる形とする。

(5) 機械室・倉庫

機械室及び倉庫については、導入する機械設備によって必要な面積が異なるため、設計段階において必要な面積を精査するものとする。

(6) 温泉の是非

温浴施設における温泉の需要は高いが、実現には温泉掘削工事等、高額な費用がかかると予想され、慎重に検討する必要がある。安価で温泉を再現する方法として、人工温泉なども考えられる。

(7) 温浴施設の機能

温浴施設においては、外気や日光を取り入れる設計が望まれる。露天風呂を設置した場合、外気浴が可能となり開放的な空間においてリフレッシュ効果を高めることが期待できるが、間取りの制約として温浴施設自体を窓側に設置する、または中庭を設けるなどの対応が必要となり、動線や面積が課題となる。一般利用と学校利用との動線の分離や、プール更衣室と温浴施設脱衣所との動線の確保を優先した上で設計段階での検討となる。

また、サウナについても近年需要が高まっているが、所定の面積の中で設置が可能かどうか設計段階での検討となる。

(8) 屋外の屋根付きスペース

学校授業時の児童・生徒の集合場所及び雨に濡れず送迎バスから乗降できるための場所として、屋外に屋根付きスペース（キャノピー）を設けることが望ましい。

第4節 諸室面積

以上の検討内容を踏まえ、導入機能に基づいた諸室について、それぞれ必要十分な面積を計上すると次の表の通りとなる。合理的な根拠を見いだせない諸室については事例を参考とする。

間取り上の制約等により各面積の内訳について若干の誤差が生じることは想定するが、敷地面積による制約及び町全体の公共施設面積抑制の観点から、延床面積の上限を2,000㎡とする。

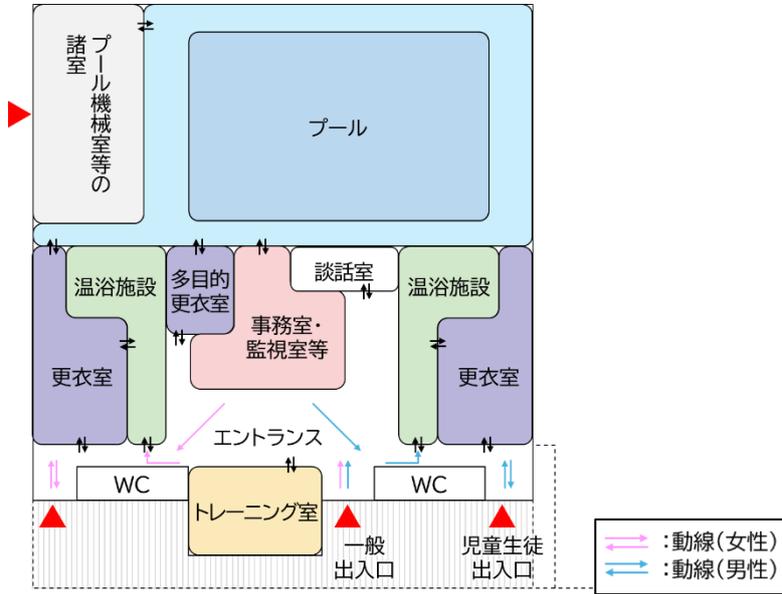
＜諸室面積＞

諸室		面積の目安	根拠
プール室	プール	400～420 m ²	レーン幅 2m×7レーン×25m=350 m ² スロープ 2m×10～15m=20～30 m ² 側溝 0.5m×(25m+16m)×2=41 m ²
	ジャグジー・採暖室	20 m ² 程度	事例を参考
	プールサイド	360～380 m ²	150人が同時に準備運動できる広さ 150人×2 m ² *1 = 300 m ² 余裕分(ラック、監視台、ベンチ等を設置するスペース) 60～80 m ² 程度 ※1 1人あたり横 1.8m×縦 1.2m≒2 m ²
	入水前シャワー	10～20 m ²	
	小計	790～840 m ²	
更衣室・温浴施設	更衣室	男女各 60～70 m ²	事例を参考(はさきマリプール:男女各50人想定で男45.9 m ² (ロッカー84個)、女56.1 m ² (ロッカー84個)→1.5倍(75人)で70 m ² 程度となるが、ロッカー数の精査と動線の工夫により削減可能)
	シャワー室、トイレ、通路(ウェット)	男女各 20～30 m ²	シャワー 男女各3～4室(一般利用のみ。学校授業での利用は想定しない) トイレ 男女各2～3室(男はさらに小便器3器程度)、手洗い
	浴室	男女各 40～60 m ² (サウナ等の付帯機能は面積の範囲内で設置可能性を検討)	<浴槽> 10人×1人当たり浴槽使用面積1～1.5 m ² *2 ×1.2*3 = 12～18 m ² ※2 「公衆浴場における衛生等管理要領」では、入浴者1人当たりの浴槽使用面積が0.7 m ² とされているが、ゆとりを持ち約1.5倍～2倍を確保。 ※3 浴槽内の踏段、注湯口等に要する面積の係数1.2(「公衆浴場における衛生等管理要領」より) <洗い場> 浴槽の面積に対して2～2.5倍程度(事例を参考) 12～18 × 2～2.5 = 24～45 m ² <合計> 最小12 m ² +24 m ² =36 m ² 、最大18 m ² +45 m ² =63 m ²
	風呂脱衣所 (トレーニング室用更衣室を兼ねる)	男女各 40～45 m ²	<風呂用脱衣スペース> 10人×1人当たり1.1 m ² *4 *1.5*5 = 16.5 m ² ※4 「公衆浴場における衛生等管理要領」1人当たり浴槽使用面積1.1 m ² ※5 脱衣箱・通路・洗面化粧等に要する面積の係数(「公衆浴場における衛生等管理要領」より) <トイレ> 個室1室2 m ² 程度+手洗い等=4 m ² 程度 <トレーニング室用更衣スペース> 風呂用脱衣スペースと同程度を見込む。16.5 m ² <通路(廊下等からの視線の遮蔽)> 5 m ² 程度 <合計> 16.5+4+16.5+5=42 m ²
	小計(男女各)	160～205 m ²	
	通路等	最小限とする (30 m ² と仮定)	
	バリアフリー更衣室	40 m ² 程度	更衣室:5～6 m ² シャワー:5～6 m ² トイレ:5～6 m ² 通路:2m×必要な距離
小計(男女計)	390～480 m ²		
着衣エリア	監視室・事務室	70～100 m ²	事例を参考
	談話室	40～50 m ²	15人×3 m ²
	トレーニング室(スタジオ)	60～100 m ² (2室に分ける場合は面積の範囲内で検討)	事例を参考
	トイレ	40～50 m ²	男:2～3室・小便器3～5器、女:3～4室、バリアフリートイレ1室
	ロビー・エントランス	100～140 m ²	事例を参考(授乳室、靴脱ぎスペース、物販スペース、自販機等を含む)
	風除室	10 m ² 程度	事例を参考
	小計	320～450 m ²	
機械室・倉庫	200 m ² 程度	事例を参考、ただし、設備に応じた面積とする	
合計		2,000 m ² 以内	

第5節 施設平面計画の例

ここまでの検討内容を踏まえた施設平面図の例を示す。具体的には基本設計において検討する。

(平面図)



第6章 各種基準への対応

第1節 除染土壌に関する各種法令及びガイドライン

現テニスコート南側において現場保管されている除染土壌について、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日 法律第110号）のほか、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン（令和7年3月環境省）、復興再生利用に係るガイドライン（令和7年3月環境省）などを遵守し、適切に対応する必要がある。上記ガイドラインにより、上面利用については飛散・流出防止の機能が確保されていることが条件となることに加え、駐車場や歩道等で舗装利用する場合には、十分な支持力を確保できるよう処置を講じることが必要となる。

第2節 茨城県遊泳用プール衛生指導要綱

遊泳用プールを設置する際の水質基準や施設基準が示されており、施設の整備や運営にあたって順守する必要がある。なお、施設の開設にあたっては保健所への届出が必要である。

第3節 公衆浴場法、茨城県公衆浴場法施行条例

公衆浴場について講じなければならない衛生及び風紀に必要な措置の基準が示されており、設計段階から順守する必要がある。なお、施設の開設にあたっては県知事の許可が必要である。

特に温浴施設の運営におけるリスクとしてはレジオネラ属菌の発生が挙げられる。日常の消毒や管理が容易にできるよう、設計段階からレジオネラ属菌対策を十分に考慮する。

第4節 国土交通省「防災・安全交付金（都市公園等事業）」

当施設は、「社会資本整備総合交付金交付要綱」の「防災・安全交付金事業」のうち「都市公園等事業」の活用を想定する。面積要件として、2ha以上の公園であることが条件となっている。

対象となる施設は、「都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち、防災関連施設」である。また、対象となる経費は、防災関連計画（地域防災計画等）において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営方法が明記された防災関連施設の整備に関する経費であり、「防災関連施設」としての要件との合否等により、その活用可否を検討する必要がある。

なお、防災・安全交付金における国庫補助金は、補助対象経費に補助率を乗じて算出する（補助対象経費×補助率＝国庫補助金、補助率1/2）。各補助対象経費は、社会資本整備総合交付金交付要綱等に従って算出する。

第5節 学校施設環境改善交付金

先述の「防災・安全交付金（都市公園等事業）」のほか、学校施設環境改善交付金を活用し、同交付要綱別表1、23項「地域水泳プールの新改築」を適用することについても視野に入れておく。

<学校施設環境改善交付金交付要綱別表1（本土に係るもの）>

23	地域水泳プールの新改築	一般の利用に供するための地域スイミングセンター及び浄水型水泳プールの新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする	ア 地域スイミングセンター 1/3 イ 浄水型水泳プール 1/2 (算定割合の特例) 地震特措法第4条の規定の適用のある浄水型の地域スイミングセンターにあっては1/2
----	-------------	--	---	---

<令和6年3月29日付 5施助第50号

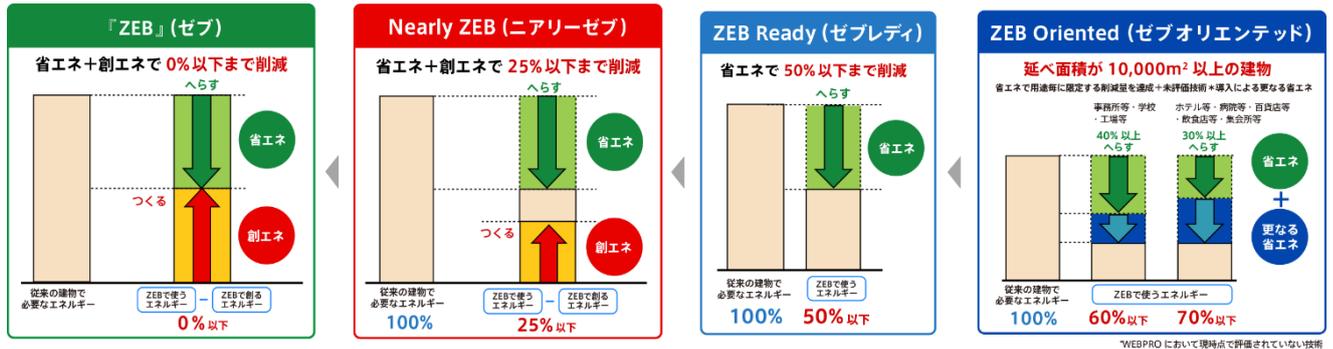
「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について（通知）」より抜粋>

<p>⑭地域水泳プール面積</p> <p>(1) 交付対象施設</p> <p>スイミングセンターは、プール本体及びこれに附属する室を備えている施設を対象とする。</p> <p>ア. 屋内プール(年間を通して利用できるよう設計された屋内温水プール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内地域スイミングセンター（一般） <p>本体：プール本体及び建物（上屋、更衣室、シャワー室、管理室、便所、浄化装置等の諸施設）</p> <p>談話室等：談話室、トレーニング室等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内地域スイミングセンター（浄水型） <p>本体：プール本体及び建物（上屋、更衣室、シャワー室、管理室、便所、プール水を飲料水等に活用できる機能を備えた浄化装置等の諸施設）</p> <p>談話室等：談話室、トレーニング室等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内浄水型水泳プール（地震防災緊急事業五箇年計画により整備されるものに限る。） <p>本体：プール本体及び建物（上屋、更衣室、シャワー室、管理室、便所、プール水を飲料水等に活用できる機能を備えた浄化装置等の諸施設）</p> <p>イ. 屋外プール</p> <p>（中略）</p> <p>(2) 交付対象面積</p> <p>交付対象施設の面積（プール本体については水面積、談話室等については床面積）とする。面積の対象範囲は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内地域スイミングセンター(一般、浄水型) <ul style="list-style-type: none"> プール本体：水面積 200 m²以上を対象とし、600 m²を限度とする。 談話室等：床面積 100 m²を限度とする。 ・屋内浄水型水泳プール <ul style="list-style-type: none"> プール本体：水面積 600 m²を限度とする。 ・屋外地域スイミングセンター（浄水型） <ul style="list-style-type: none"> プール本体：水面積 200 m²以上を対象とし、600 m²を限度とする。 談話室等：床面積 100 m²を限度とする。 ・屋外浄水型水泳プール <ul style="list-style-type: none"> プール本体：水面積 400 m²を限度とする。
--

第6節 ZEBの検討

阿見町 SDGs 未来都市計画では「2030年のあるべき姿」の中で、「ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みが行き渡っている」ことを掲げ、町民のCO2削減の取り組みを町が先導する取り組みの一つとして、公共施設におけるZEB※の導入を挙げている。

ZEBには4段階あり、環境性能が高い順に「ZEB」（エネルギー消費実質ゼロ）、「Nearly ZEB」（同25%以下）、「ZEB Ready」（同50%以下）、「ZEB Oriented」（延床面積10,000㎡以上の建物、同60%または70%以下）となっている。



一方で、温水プール運営の性質上、大きな熱エネルギーが必要となり、ZEBの取得は非常にハードルが高いものとなる。

他の事例では、ゴールドジム土浦茨城ジョイフルアスレティッククラブ（令和元年オープン）において「ZEB Ready」を取得済み、富山県魚津市室内温水プール（令和7年度供用開始予定）及び成田市新清掃工場関連付帯施設（令和11年度供用開始予定）では「ZEB Ready」の取得を目指している。

これらの状況を鑑み、当施設ではZEB Readyの取得を必須とはしないが、費用対効果を見極めながら環境性能の向上を追求し、光熱水費削減の効果が高い施設づくりに努める。

※ ZEB: Net Zero Energy Building 略で、エネルギー消費が実質ゼロの建物という意味。

第7章 事業運営計画

第1節 運営体制

(1) 運営体制

指定管理者制度を採用し、然るべき時期に運営事業者を公募する。

(2) 管理運営に係る経費と財源

指定管理者は、町が支出する指定管理料及び利用者が負担する利用料金を財源として、管理運営を行うものとする。

(3) 学校授業の支援

教員の負担軽減を目的に、指定管理者において水泳授業の支援を行う。

(4) 自主事業

指定管理者の裁量により、施設の空き状況に応じて、水泳教室やダンス教室などの自主事業を独立採算で実施できるものとする。

(5) 今後の検討

(1)～(4)の詳細については、指定管理者(予定者、候補者)から提案を求めることも含め、開館前までに明確化する。

	支出	収入
指定管理者	管理運営に係る経費 学校水泳授業の支援に係る経費	指定管理料 利用料金
	自主事業に係る経費（水泳教室、ダンス教室、イベント、物販仕入れなど）	利用者負担（レッスン料等） 自主財源
町	指定管理料、大規模改修など	なし ※ 新たな財源については別で検討

第2節 コストに関する基本的な考え方

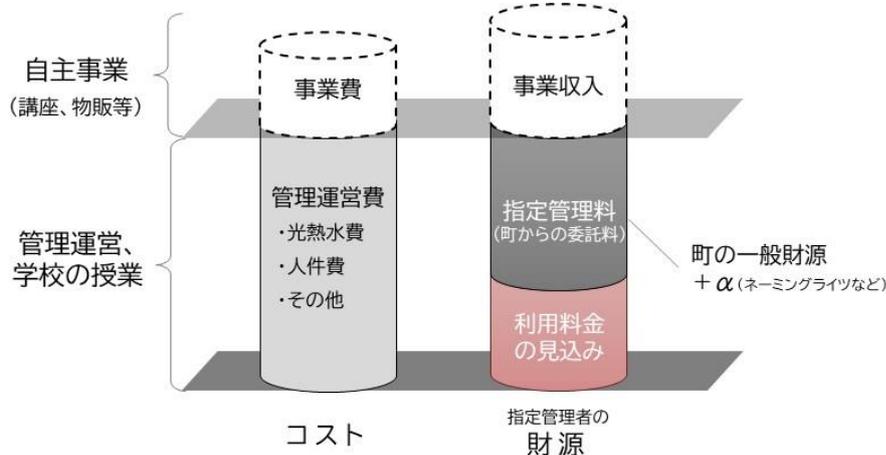
管理運営に係る経費については、年間 5000 万円から 1 億円程度を見込んでおり（基本構想より）、指定管理料と利用料金で賄うこととなる。最少の経費で最大の効果を挙げなければならないという地方自治法の理念から、町の支出、すなわち指定管理料の抑制が重要となる一方で、過度な経費削減によりサービスの低下が生じることは避けなければならない。また、当施設の目的は公共の福祉に資するものであり、一定の町の支出は必要と考える。

したがって、コスト削減も重要だが、「利用料金をどれだけ多く見込めるか」が重要となる。

また、町と運営事業者による創意工夫により、集客、安定的な収入の確保、新たな財源の開拓※が求められる。さらには、施設の活性化と住民サービス向上のため、積極的な自主事業の展開が期待される。

※ 新たな財源の開拓の例：ネーミングライツ、寄付、他市町村学校の学校授業の受け入れなど

（コストと財源に関する基本的な考え方）



第3節 料金設定の考え方

維持管理費が高額となることも踏まえ受益者負担の原則を前提としつつ、一方で、町民の健康増進の目的を踏まえると、利用しやすい料金設定も重要となる。詳細については近隣施設の相場を踏まえつつ、指定管理者(予定者、候補者)から提案を受け、町と指定管理者が協議しながら判断するものとする。

また、継続的な利用による健康増進効果の向上及び安定的な収益確保のため、回数券だけでなく、月会費制や年会費制の導入も検討する。

当施設は町民の税金の一部が整備・運営に充てられることに鑑み、町内利用者と町外利用者で差をつけることについても検討が必要となる。

なお、稲敷地域の市町村（阿見町、稲敷市、美浦村、河内町）の間で公共施設の相互利用（施設の利用料金について他市町村の住民を町民と同等に扱うこと）を行っているが、この制度は他市町村に同様の施設がある場合に限って対象としており、稲敷市・美浦村・河内町には対象施設が無い（阿見町民がメリットを享受できない）ため、稲敷地域の相互利用の対象としない。

(参考) 近隣類似施設の料金設定

	プール料金	温浴施設料金	開館時間
洞峰公園プール	370円(2時間) コインロッカー100円 (返却無し) ※別途駐車場料金あり	-	9:00-21:00 (12~3月は短縮)
たつのこアリーナプール	420円	-	9:00-22:00
ひたち野うしく小学校	市内410円 市外450円	-	18:00-21:00 (土日祝9:00-)
みどりのプール	市内550円 市外820円	-	9:00-21:00 (学校授業時13:00-)
霞浦の湯	-	410円	14:00-20:00
つくばウェルネスパーク	共通券のみ 730円 65歳以上410円		10:00-22:00 (土日祝9:00-)

※ 大人、中高生、小学生以下などの区分がある場合は大人料金を表示している。

第4節 開館時間・休館日

先述を踏まえ、土日祝日、平日夜間も利用できるものとする。先述の考え方を基本とし、詳細については指定管理者(予定者、候補者)から提案を受けるものとする。

なお、学校利用による授業の枠数については、次の表の通り試算している。

(参考) 学校利用枠の必要日数の試算

学校名	令和6年度 クラス数(A)	令和6年度 プール 授業コマ数 (B)※1	1クラス当り のコマ数 (C)=(B)÷(A)	令和10年 度 クラス数 (D)	令和10年度 授業コマ数 (E)=(D)×(C) ※2	1日当りの 授業コマ 数(F)	必要授業 日数(G) =(E)÷(F)
阿見小	18	32	1.78	18	32	4	8
本郷小	17	48	2.82	19	56	4	14
君原小	4	8	2.00	4	8	4	2
舟島小	6	16	2.67	7	20	4	5
阿見第一小	12	24	2.00	12	24	4	6
阿見第二小	6	24	4.00	6	24	4	6
あさひ小	23	48	2.09	24	52	4	13
阿見中	10	24	2.40	12	32	4	8
朝日中	15	48	3.20	17	56	4	14
竹来中	9	24	2.67	11	32	4	8
合計							84

※1 令和6年度に実施予定であった授業コマ数を記載している。

※2 必要授業日数の計算を簡略化するために、令和10年度授業コマ数の結果は1日当りの授業コマ数の倍数となるように切り上げている。

第5節 指定管理者制度運用における課題

当町では令和7年度時点において指定管理者制度を運用している例が無い状況である。指定管理者の事業者公募までの間に、下記の項目について整理する必要がある。

(1) 設置管理条例の整備

指定管理者制度によって公の施設を管理する場合は、条例で当該施設の管理を指定管理者に行わせる旨を規定し、指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲などを定める必要がある（地方自治法第244条の2第3項、第4項）。

(2) 業務範囲の明確化

指定管理者が行う業務の範囲について、権限や責任の所在、再委託の範囲（清掃など）、指定管理料の算定など、事前に十分な検討が必要になる。

学校授業時の指導体制、学校授業のためのバスの手配、町民を対象とした教室開催に関する町の生涯学習事業と自主事業とのすみ分けなど、町（町教育委員会）と指定管理者との役割については、公募までの間に整理する。

第6節 デジタル活用の推進

利用者の利便性向上、教職員の負担軽減、管理運営費の削減に資するデジタル活用については積極的に行うものとする。

例：学校授業・バス・プール利用枠のスケジュール調整のシステム化、清掃や受付等におけるロボットの活用、チケット購入におけるキャッシュレスやモバイルオーダーの導入など

第8章 工程表

第1節 整備スケジュール

現時点で想定される工程を以下に示す。ただし、先述の通り、早期の開館を目指す。

	R6			R7 (2025)												R8 (2026)												R9 (2027)												R10 (2028)												R11																												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7																																					
計画	基本構想																																																																															
	基本計画																																																																															
敷地関係				測量																																																																												
																部室設計 部室工事 解体												テニスコート設計												テニスコート整備																																								
建築				建築 基本設計												建築 実施設計																																																																
																												建築工事												建築工事																																								
運営																																																	指定管理協議等																															
																																																													機材搬入							プレオープン							学校授業					

第2節 広報スケジュール

当施設の整備効果は、学校授業による効果のほか、一般利用による利用者の数によって評価がされるものと考えられる。開館時における利用者数の確保を図るため、早い段階から広く PR し、徐々に興味関心を高めてもらえるよう、戦略的に情報発信を続けていく必要がある。

令和 7～8 年度<計画の存在を広く知ってもらうフェーズ（認知）>

- ・主となる媒体：町公式 web サイト、広報あみ
- ・発信する情報：計画の概要、大まかな図面など
- ・ターゲット：町民

令和 9～10 年度前半<楽しみに思ってもらうフェーズ（興味）>

- ・主となる媒体：町公式 web サイト、広報あみ、建設看板など
- ・新たに発信する情報：設計パース、工事の進捗写真など
- ・ターゲット：町民



建設看板のイメージ

令和 10 年度後半<自分事として利用するイメージを持ってもらうフェーズ（意思）>

- ・主となる媒体：町公式 web サイト、広報あみ、SNS、マスメディアなど
- ・新たに発信する情報：開館時間、料金、Q&A、施設内部の写真など
- ・ターゲット：町民、近隣市町村民、町内在勤在学者

開館前後 <実際に来てもらうフェーズ（行動）>

- ・主となる媒体：町公式 web サイト、広報あみ、SNS、マスメディアなど
- ・新たに発信する情報：オープンイベントの開催案内など
- ・ターゲット：町民、近隣市町村民、町内在勤在学者

開館以降 <継続的に利用してもらうフェーズ（リピート・拡散）>

- ・主となる媒体：町公式 web サイト、広報あみ、SNS、DM、管理者による発信媒体など
- ・新たに発信する情報：利用者の声、イベント・自主事業の案内など
- ・ターゲット：既に利用した人、まだ利用していない町民・近隣市町村民・町内在勤在学者

第9章 課題

第1節 設計段階における課題

(1) 「環境性能の向上」と「建築コスト削減」の両立

温水プールは多くのエネルギーを消費する施設であるため、省エネルギー性能の向上が求められる。断熱性の高い建材の採用や再生可能エネルギーの活用（太陽光発電、ヒートポンプなど）を検討する必要がある。

一方で、建築コストには限りがあり、高性能な設備を導入するほど初期投資が増加するため、費用対効果を十分に考慮しながら設計を進める必要がある。また、長期的な運用コストの削減にもつながる設備の導入が求められる。

(2) 整備に係る財源の確保

温水プールの整備には多額の初期投資が必要であり、財源の確保が大きな課題となる。国や県の補助金についても幅広く検討し、交付税措置のある地方債の活用も含め財政負担の軽減を図る必要がある。

また、ネーミングライツや民間セクターからの寄付金の募集など、新たな財源確保の手法も検討する必要がある。

(3) 限られた面積の中で満足度を高める施設設計の工夫

敷地による条件や整備費の視点から施設の規模には制約があり、限られた面積の中で最大限の利便性と快適性を確保する設計が求められる。特に、更衣室・プール・温浴施設・トレーニング室のレイアウトを工夫し、動線を最適化することが重要である。

また、学校利用時と一般利用時の動線を明確に分けることで、利用者の利便性を向上させるとともに、安全性を確保する必要がある。各居室の利便性についても、限られた面積の中で効果を最大化する工夫が求められる。

第2節 工事段階における課題

(1) 学校への影響

工事にあたり、グラウンドやテニスコートなど利用できない期間を可能な限り抑える工程の工夫が必要となる。また、工事車両の出入りによる安全面のリスクが懸念されるため、登下校時間帯の交通管理や、児童・生徒の安全確保を徹底することが求められる。学校側と密に協議を行い、影響を最小限に抑える工事計画を策定することが重要である

(2) 工期の短縮（遅延の回避）

温水プールの開館目標は令和10年度末とされているが、工事の進捗状況によっては遅延のリスクが生じる可能性がある。特に、建設資材の高騰や人手不足などの外部要因が影響を及ぼす可能性があるため、資材調達や工事のスケジュール管理を徹底することが重要となる。また、施工方法の工夫（プレハブ工法の採用など）による工期短縮の可能性も検討の余地がある。

第3節 運営段階における課題

(1) コスト削減とサービス水準確保の両立

運営において毎年一定の費用が必要となるが、コストを抑えながらも利用者に満足してもらえるサービスを提供することが求められる。運営コストの削減策として、エネルギー効率の高い設備の導入、清掃業務や維持管理の最適化が挙げられる。一方で、過度なコスト削減がサービス水準の低下につながらないように、利用者のニーズを把握しながら、バランスの取れた運営を行うことが求められる。指定管理者の選定においても、コストとサービス水準の適正な評価が必要である。

(2) 料金収入の確保

運営費用の一部は利用料金で賄うことが想定されているが、料金設定が高すぎると町民からの不評や利用者離れが発生し、逆に低すぎると財政負担が増加する可能性がある。そのため、近隣施設の料金相場を踏まえた適正な料金設定が求められる。また、回数券や定期利用パスの導入、町民向けの優遇料金制度を設けることで、継続的な利用者の確保を図ることが重要である。さらに、企業・学校との提携による団体利用の促進や、ふるさと納税を活用した利用券の提供など、新たな収益源の確保策も検討する必要がある。

なお、学校授業の実施にあたっては、指定管理者に対しての施設使用料の負担や減免利用等についても検討し、指定管理者側の料金収入に過度に影響の無いようにすることが重要である。

(3) 稼働率の向上と町民への還元

温水プールの利用者を増やし、稼働率を高めることが安定運営の鍵となる。学校授業以外の時間帯に、町民向けの水泳教室や健康増進プログラムを積極的に企画することで、幅広い世代の利用を促進することが重要である。また、高齢者向けの水中ウォーキング教室や、小さな子ども向けの親子スイミングプログラムなど、多様なニーズに対応したサービスを提供することで、利用者満足度の向上を図る必要がある。さらに、積極的に情報発信を行い、利用促進につなげることも重要である。

参考

(1) 「プール公認規則」における国内基準プール

第 16 条 (公認競泳プールの種類・形状)

- ① 公認競泳プールとは公称 50 m 国内基準競泳プール (以下、「50 m 一般プール」という)、公称 50 m 国際基準競泳プール (以下、「50 m 国際プール」という)、公称 25 m 国内基準競泳プール (以下、「25 m 一般プール」という)、公称 25 m 国際基準競泳プール (以下、「25 m 国際プール」という) をいう。
- ② プールの形状は長方形でなければならない。

第 4 節 25m 一般プール

今後、国内主要大会を実施あるいは実施することが見込まれるプールにあつては、「競泳競技会用プール施設要領」に基づき計画し建設することが望ましい。

第 46 条 (主要項目)

第 1 節に定める以外の主要項目は次の通りとする。

1. 長さ (L1)

タッチ板をスタート台側のみに設置する場合 25.01 m

タッチ板を両端壁に設置する場合 25.02 m

2. 幅 (L2) 12.4 m 以上 (15.4 m 以上を推奨)

3. 水深 (G) 1.00 m 以上 (1.35 m 以上を推奨)

4. レーンの数 6 レーン以上

5. レーンの幅 (E) 2.00 m ~ 2.50 m (2.50 m を推奨する) とし各レーンの幅は均等であること。

6. レーン両端の余幅 0.20 m 以上で休息だなの幅以上

第 47 条 (端壁の水面上の立ち上り)

タッチ板を設置する側の端壁の水面上の立ち上り (N) は 0.30 m とし、他方の端壁の水面上の立ち上がり (N) は 0.20 m 以上 0.30 m 以下とする。

端壁の水面上の立ち上りは着脱式とすることができる。着脱式の端壁を設置するプールにあつては詳細な図面を本連盟に提出して審査を受けけるとともに、取り付けのためのマーキング等については公認測量者の確認を得なければならない。

第 48 条 (スタート台の寸法)

第 2 節第 38 条のとおり。

参考：「公認プール施設要領」における国内プールの記載

<p>(6) 国内プール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市水連主催の大会、記録会等に使用される競技場 ・ 大会：市民大会・記録会・地域予選などを開催するプール施設 ・ 施設：プール公認規則の国内基準プールに適合し、6レーン以上、水深 1.00 m 以上 (スタート台使用の場合：端壁前方 6.00 m までの水深は 1.35 m 以上とする)
----------------------	---